

東京テアトルにおける内部通報窓口について

～契約社員、パートタイム労働者、派遣社員、フリーランスの皆さまへ～

東京テアトルは、当社グループにおける不正や不祥事を早期に発見し、適正に対処するため、社内・社外に「相談・通報窓口」を設置しています。

皆さまが、当社グループにおいてコンプライアンス違反行為又はコンプライアンスに違反するおそれのある行為を発見し、職制を通じて解決することが困難と判断する場合には、以下の窓口に相談・通報することができます。

1. 相談・通報できる方

当社グループの契約社員、パートタイム労働者、派遣社員、当社又は当社の子会社と業務委託関係にあるフリーランス（いずれも契約関係が終了して1年以内の者を含みます）

2. 相談・通報できる事項

当社グループにおいてコンプライアンス（法令、諸規則、社内諸規程、社会規範）違反又はそのおそれのある行為。

※虚偽の通報、他人を誹謗中傷することを目的とする通報その他不正な目的の通報を行った場合には、就業規則等によって処分を受けることがあります。

3. 相談・通報の宛先

【法務室】

電話 03-3355-1062

e-mail houmu@theatres.co.jp

郵送先 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-1-8 御苑テアトルビル 法務室

【コンプライアンスの社外相談・通報窓口】

弁護士法人下山法律事務所

電話 03-3436-2338

e-mail shimoyamalaw@nifty.com

郵送先 〒105-0012 東京都港区芝大門 2-5-1 アルテビル芝大門 4F

4. 相談・通報の手段・記載事項

(1) 相談・通報の手段

- ①法務室に相談・通報する手段は、書面又は電子メールです。
- ②社外相談・通報窓口で相談・通報する手段は、原則として書面又は電子メールですが、緊急を要する場合や、やむを得ない事情がある場合は、電話又は面談も可能です。

(2) 記載事項

通報の様式は自由ですが、自己の所属する会社、部署及び自己の氏名を記載してください。社外相談・通報窓口については、やむを得ない事情がある場合、匿名で通報することも可能です。

また通報内容は、できる限り具体的に（いつ、どこで、だれが、どんなコンプライアンス違反を行った、又は行うおそれがあるのか）記載してください。

5. 相談・通報に対するフィードバック

相談・通報を受けた場合、連絡先が分かる場合には、調査を実施するかどうかをお知らせし、調査を実施した場合には、その結果もお知らせします。

<通報者の保護について>

東京テアトルでは、相談・通報による不利益な取り扱いが行われないう、次のように相談・通報者を保護していますので、安心して利用してください。

- ① 通報内容を共有するのは、強い守秘義務を課された少数の者に限られ、調査にあたっては通報者が特定されることのないよう必要な措置を講じたうえで調査にあたります。なお、調査によって相談・通報者が特定されるおそれのある場合には、相談・通報者に対して調査の意思を確認いたします。
- ② 相談・通報者を特定する行為や不利益な取り扱いは社内規則で禁止されています。これらに違反した場合、会社は厳正に対処するほか、相談・通報者への救済措置を講じます。

以上